

令和2年5月25日

保護者の皆様へ

安中市長 茂木英子  
(保健福祉部子ども課)

### 保育所等の登園自粛の終了とその後の対応について

平素より保育行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止につきましては、国の緊急事態宣言及び群馬県知事による緊急事態措置を受け、保護者の皆様には4月13日から5月31日までご家庭等での保育が可能な場合には、保育所等の登園自粛にご協力をお願いしてきました。保護者の皆様には、これまで長期にわたり登園自粛にご協力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

このたび、群馬県を含む国の緊急事態宣言が5月14日をもって解除され、群馬県においても休業要請等が一部解除されています。

市では、これらの状況を踏まえ、県内での感染状況や社会経済活動の再開を鑑みて、通常保育に向けて、段階的に進めていきたいと考えております。登園自粛については5月31日(日)までといたしますが、群馬県の社会経済活動再開に向けたガイドラインでは、引き続き感染防止対策を継続する必要があることから、6月1日(月)からは家庭保育協力期間として、引き続き可能な範囲での家庭保育の協力をお願いすることにいたしました。

また、保育所等では感染予防をしていますが、家庭においても検温や手洗いなどご家族の健康管理にご留意いただきますようお願いいたします。

保護者の皆様にはご負担をおかけいたしますが、今後も感染症拡大防止に向けてより一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

#### 1 登園自粛期間

令和2年4月13日(月)から令和2年5月31日(日)まで

#### 2 家庭保育協力期間

令和2年6月1日(月)から2週間程度

### 3 留意事項

- 日によって家庭での保育が可能な場合や送迎の時間に配慮いただき必要最小限の利用とするなど、引き続き可能な範囲での家庭保育の協力をお願いします。
- 子どもや同居の家族に発熱や咳などの症状があるときは、登園を控えていただきますようお願いいたします。
- 感染拡大防止のため、子どもや家族の方が PCR 検査を受けて感染が確認された場合や濃厚接触者となった場合には、速やかに施設へ連絡をしてください。
- 保育所等で感染者が確認された場合や濃厚接触者として特定された場合には、臨時休園や登園自粛となることもあります。
- 登園自粛期間終了に伴い、6月1日からは保育料の還付措置は行いません。
- 通常保育の再開に際しましては、あらためて通知をいたします。

安中市役所  
子ども課幼児教育保育係  
027-382-1111 (内線 1162)